

静岡県告示第48号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年1月31日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
蔵田島田線	島田市伊久美字沼田5180番の16から 島田市伊久美字沼田5177番の10まで	平成29年1月31日